

みんなそろって、明るい選挙 7月29日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です

今後の国政の在り方を方向づけるうえで、重要な意義を持つものです。大切な一票、みんなそろって投票しましょう。

投票時間

午前7時～午後8時

熊野町で投票できる人

昭和56年7月30日までに生まれた人で、平成13年4月11日までに住民登録がしてあり、引き続き町内に住んでいる人、町内転居

平成13年7月4日以降に町内転居した人は、前住所の投票所で投票してください。

参議院議員の選挙は、比例代表選出議員選挙と選挙区選出議員選挙の2つの投票を行うこととなりますが、今回から参議院比例代表選挙は有権者が候補者名または政党名のいずれかを記載して投票する非拘束名簿式となりました。

どこが変わるの？ 参議院比例代表選挙が非拘束名簿式となりました。

これまでの参議院比例代表選挙は、あらかじめ政党の側で候補者の当選順位を決めておく方式(拘束名簿式)で、有権者は政党名を記載して投票しました。これに対し、新たに導入された非拘束名簿式は、名簿では当選順位は決められておらず、有権者が候補者名または政党名のいずれかを記載して投票する方式であるため、有権者は当選させたい候補者を選ぶことができます。

参議院比例代表選挙のしくみはこうなります。

- 公示**
各政党が候補者名簿を提出(無選順位を併記)
 - 党
○●●党
○●●●党
○●●●●党
 - △△党
△△△党
△△△△党
△△△△△党
- 投票**
候補者名も、政党名も投票できる
 - 党
 - △△党
- 開票**
各政党の総得票数に応じて議席を比例配分し、候補者ごとの得票数の順に当選人を決める

$$\begin{matrix} \text{○●党の} \\ \text{総得票数} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{○●党候補者} \\ \text{個人の得票数} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{政党名の} \\ \text{得票数} \end{matrix}$$

$$\begin{matrix} \text{△△党の} \\ \text{総得票数} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{△△党候補者} \\ \text{個人の得票数} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{政党名の} \\ \text{得票数} \end{matrix}$$
- 結果**
 - 党 400万票
 - 党 120万票
 - 党 100万票
 - 党 80万票
 - 党 50万票
 - 政党名の得票 40万票
 - △△党 300万票
 - △△●党 80万票
 - △△●●党 70万票
 - △△●●●党 50万票
 - △△●●●●党 30万票
 - 政党名の得票 40万票

当選人の決め方
 1. 政党の総得票数に基づいてドント方式により、各政党の当選人の数が決まります。なお、政党の総得票数は、候補者個人の得票数と政党名の得票数を合算したものとします。
 2. 各政党に配分された当選人の数のなかで、得票数の多い順に候補者から議席当選人が決まります。

選挙区選出議員選挙
広島県全域が一つの選挙区
となっており、広島県選出議員選挙として行われます。今回の改選数は2人です。

不在者投票について
期間 7月12日(土)～28日(土)
時間 午前8時30分～午後8時

場所
役場2階情報コーナー
お持ちいただくもの
入場券(届いている場合)
入場券はできるだけ皆さんのお手元に届くように郵便局と連絡をとっていただきますが、選挙管理委員会に返送されるものもかなりあります。もし、選挙権があるのに入場券が届

投票所

投票所名	区	投票場所
第1投票所	呉地	呉地公会堂
第2投票所	出来庭	出来庭老人会館
第3投票所	中溝	第一小学校体育館
第4投票所	萩原	萩原老人集会所
第5投票所	城之堀	城之堀老人集会所
第6投票所	初神・新宮	東公民館
第7投票所	平谷・貴船・柿迫	西公民館
第8投票所	川角・石神・神田・東山	第三小学校体育館

かない場合や紛失した場合は投票日に直接投票所にお越しください。
問合せ先
熊野町選挙管理委員会

シリーズ 市町村合併

日常生活圏の範囲について、前回は通勤・通学先の状況についてお知らせしました。今回は、商圏、医療圏の状況及び制度の比較として、市制と町制の主な相違点等についてお知らせします。

まず商圏についてですが、商圏とは、買物に行く範囲のことで、買回品（衣料品、家具、電気器具、玩具、書籍等）と最寄品（日用品、食料品等）に分けられます。

本町では、表1のとおり買回品については、町内が40%強と最も多く、次いで広島市約24%、呉市、坂町となっています。また、最寄品については、ほとんどが町内で消費されています。

次に医療圏についてですが、表2のとおり通院と入院の状況に分けられます。通院、入院とも最も多いのが広島市となっていますが、通院では呉市、府中町となっているのに対し、入院では坂町、呉市

の順となっています。

表2 医療圏の状況

	通院	入院
依存率1位	広島市：21.4%	広島市：40.8%
依存率2位	呉市：10.2%	坂町：19.9%
依存率3位	府中町：3.7%	呉市：16.5%

広島県患者調査報告書
(平成7年10月18日調査)

表1 商圏の状況

	買回品	最寄品
熊野町	県瀬日%	瀬瀬日%
依存率1位	広島市：24.3%	呉市：2.2%
依存率2位	呉市：8.9%	広島市：1.3%
依存率3位	坂町：5.7%	坂町：0.9%

平成9年度広島県商圏調査結果報告

表3 市制と町制の主な相違点

項目	市制	町制	
福祉	福祉事務所の設置	必置	任意
	社会福祉主事の設置	必置	同上
	生活保護の決定及び実施	義務	社会福祉事務所が設置されていない場合、県の福祉事務所で対応
	助産施設及び母子生活支援施設への入所措置	義務	同上
	母子家庭及び寡婦の福祉に関する相談等	義務	同上
	知的障害者の援護の実施や福祉に関する相談等	義務	同上
	児童扶養手当の支給	義務	同上
	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給	義務	同上
教育	社会教育主事の設置	市の教育委員会に必置	人口1万未満～当分の間設置しなくて良い(本則は必置)
	史蹟名勝天然記念物の軽微な現状変更等の許可等	市の教育委員会で対応	県の教育委員会で対応
商工	小売市場の許可	県知事が行う許可に伴う協議	
	商店街振興組合の設立	設立できる	設立不可
	商工会議所の設立	設立できる	設立不可(商工会を設立)
道路	一般国道(指定区間外)及び県道の管理	県から市への移譲が可能	
	自動車の臨時運行の許可	市で対応	政令で定める町村で対応

次に、市制と町制の主な相違点等については、表3のとおりです。この中では、福祉事務所の設置が最も大きな相違点となります。(企画課)